

## 大阪市立大学学位規程

### (目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定にもとづき、大阪市立大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項について、大阪市立大学学則及び大阪市立大学大学院学則に定めるもののほかは、本規程の定めるところによる。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

学士（商学）

学士（経済学）

学士（法学）

学士（文学）

学士（理学）

学士（工学）

学士（医学）

学士（看護学）

学士（生活科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

修士（経営学）

修士（商学）

修士（グローバルビジネス）

修士（経済学）

修士（法学）

修士（文学）

修士（理学）

修士（工学）

修士（医科学）

修士（生活科学）

修士（都市ビジネス）

修士（都市政策）

修士（都市情報学）

修士（看護学）

修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

博士（経営学）

博士（商学）

博士（グローバルビジネス）

博士（経済学）

博士（法学）

博士（文学）

博士（理学）

博士（工学）

博士（医学）

博士（生活科学）

博士（創造都市）

博士（看護学）

博士（学術）

（学位授与の要件）

第3条 前条第2項の学位は本学を卒業した者に対して授与し、同条第3項及び第4項の学位は、本学大学院修士課程、前期博士課程、後期博士課程又は医学研究科の博士課程に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけたうえ、学位論文の審査及び試験に合格し、課程を修了した者に対して授与し、法務博士（専門職）の学位は、本学大学院法学研究科法曹養成専攻に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、専門職学位課程を修了した者に対してこれを授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院の課程を修了しない者であっても、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学に関し前項により学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。

（課程を修了する者の学位論文の提出）

第4条 本学大学院の課程の修了認定をうけようとする者の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 前項の学位論文を提出し得る者は、本学大学院修士課程、前期博士課程、後期博士課程又は医学研究科の博士課程に各研究科教授会の定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得し得る見込みのある者で、かつ、必要な研究指導をうけた者でなければならない。

（課程を修了しない者の学位授与の申請）

第5条 第3条第2項により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位審査手数料を添え学長に提出する

ものとする。ただし、本学大学院博士課程に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけたうえ退学した者が、退学した日から1年以内に博士の学位の授与を申請したときは、学位審査手数料を免除する。

- 2 前項の学位授与の申請があったときは、学長は研究科教授会の議を経てこれを受理する。
- 3 学長は、前項により学位授与の申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科教授会に審査させる。
- 4 受理した学位論文及び学位審査手数料は、還付しない。

(学位論文)

第6条 修士又は博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 前項の論文は、修士の場合は、1部、博士の場合は、3部とする。
- 3 修士又は博士の学位論文審査のため必要があるときは、研究科教授会は、資料等を提出させることがある。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 修士又は博士の学位論文の審査及び試験は、各研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

- 2 審査委員会は、研究科教授会において当該研究科所属教員の中から選出された3名以上の審査委員(内1名は、主査)をもって組織する。
- 3 研究科教授会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。

(学力の確認)

第8条 審査委員会は、第3条第2項により学位の授与を申請する者に対しては、学位論文の審査及び試験と併せて学力の確認を行うものとする。

- 2 学力の確認は、学位申請者が本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて口述試験及び筆記試験により行い、外国語については2種類を課する。ただし、研究科教授会(医学研究科を除く。)が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部又は一部を省略することができる。
- 3 本学大学院後期博士課程又は医学研究科の博士課程に所定の年限以上在学し、かつ、必要な研究指導をうけたうえ、所定の単位を修得して退学した者が、第3条第2項により学位の授与を申請したときは、各研究科教授会の定める年限内に限り学力の確認を省略することができる。

(審査の期間)

第9条 修士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了しなければならない。

2 博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経てその期間を6月以内延長することができる。

(学位授与の判定)

第10条 審査委員会は、修士又は博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に修士又は博士の学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科教授会に報告しなければならない。ただし、修士論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び試験の結果の要旨は省略することができる。

2 研究科教授会は、前項の報告にもとづいて学位を授与できるか否かを判定する。

3 学位授与の判定を行うには、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を必要とする。

4 前項により学位を授与できるものと判定したときは、研究科長は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて判定書を学長に提出しなければならない。ただし、修士の学位については、判定書のみとすることができる。

5 研究科教授会において、第3条第2項による博士の学位を授与できないものと判定したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第11条 学長は、本学を卒業した者に対して学士の学位を、前条の判定にもとづいて修士又は博士の学位を、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の専門職学位課程を修了した者に対して法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 前条第5項の報告を受けたときは、学長は、該当者に対してその旨を通知する。

3 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記するものとする。

大阪市立大学 学士(〇〇)

大阪市立大学 修士(〇〇)

大阪市立大学 博士(〇〇)

大阪市立大学 法務博士(専門職)

(学位授与の取消し)

第12条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科教授会の議を経て既に授与した修士、博士又は法務博士(専門職)の学位を取り消すものとする。

2 名誉を汚辱する行為があつた者に対しては、学長は、教育研究評議会の議を経て学位を取り消すことがある。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から3月以内に論文内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表する。

2 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、研究科教授会がやむを得ない理由があると認めるときは、博士の学位を授与された者が、学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することを認めることができる。

(学位論文の保管)

第14条 修士又は博士の学位論文1部は、本学学術情報総合センターに保管する。

(学位簿の登録)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(その他)

第16条 学位記及び学位申請書の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月29日改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日改正)

この規定は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第16条関係）

1 学位記の様式

(1) 第3条第1項による場合

		第	号
		学位記	
大学印		(氏名)	
		年	月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する			
		年	月 日
		大阪市立大学〇〇学部長（氏名）	印
		大阪市立大学長（氏名）	印

第 号

学位記

大学印

(氏名)

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

大阪市立大学長(氏名) 印

第 号

学位記

大学印

(氏名)

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の前期博士課程を修了したの  
で修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

大阪市立大学長(氏名) 印

第 号

学位記

大学印

(氏名)

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する

学位論文名

年 月 日

大阪市立大学長（氏名） 印

第 号

学位記

大学印

(氏名)

年 月 日生

本学大学院法学研究科法曹養成専攻の専門職学位課程を修了  
したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大阪市立大学長（氏名） 印

(2) 第3条第2項による場合

		第 号
		学位記
大学印	(氏名)	
		年 月 日生
本学に下記の学位論文を提出しその審査及び所定の試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
学位論文名		
年 月 日		
		大阪市立大学長(氏名) 印

## 2 学位申請書の様式

学位申請書			
	年	月	日
大阪市立大学長（氏名） 様			
	（住所）		
	（氏名）		印
このたび大阪市立大学学位規程第3条第2項により博士（〇〇）の学位を受けたく学位論文3部に下記書類及び学位審査手数料を添えて申請いたします。			
記			
1	論文目録		
2	論文内容の要旨		
3	履歴書		